

別紙

広域水災発生時の共同取組

奈良市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）とは、令和7年1月27日付で甲と乙との間で締結した「地方創生に関する包括連携協定書」（以下「協定書」という。）に関し、広域水災発生時の共同取組について次のとおり定める。

第1条（目的）

本共同取組は、甲の管轄する地域内において豪雨等の水害（地震による津波等により生ずる被害を除く。以下「広域水災」という。）が発生した時に、乙がその業務により撮影した写真を乙の火災保険契約者へ提供することや罹災証明書の早期申請について甲の公式ホームページを案内すること等を通して、甲における広域水災発生時の罹災証明書の発行に関する対応及び対策を推進し、もって協定書第1条に掲げる地方創生の実現に資することを目的とする。

第2条（取組）

乙は、次の各号に掲げる取組を行う。

- ① 乙の火災保険契約者の罹災証明書申請に関するサポート
- ② 乙が撮影したドローン画像の甲への提供

第3条（罹災証明書等発行業務の推進）

乙は、甲による罹災証明書等の発行に関し、乙が行う火災保険に関する損害調査業務により取得した写真等の資料を、乙の火災保険契約者からの求めに応じ提供する。

また、乙は当該契約者が甲に対して同結果を提出することに同意することで、甲の罹災証明書等の発行業務をサポートするものとする。

第4条（ドローン画像等の提供）

乙は、広域水災が発生した際に、火災保険の損害調査のためドローン等により撮影した画像のうち提供可能と乙が判断するものを甲へ提供し、甲が実施する罹災証明書発行業務などの広域自然災害対応をサポートするものとする。

以上